

ジョイント・ディグリーに係る基本方針 ージョイント・ディグリー制度の導入についてー

平成 31 年 3 月 教育改革室

1. 背景と目的

近年、世界的なグローバル化の進展を背景に、国境を越えた学生や教員の流動化をはじめとする高等教育全般の国際化が世界規模で年々加速し、それに伴い、外国の大学と共同で実施する教育プログラム（以下、「国際共同教育プログラム」という。）が次々と展開されている。この流れを受け、我が国においても、平成 26 年 11 月に大学設置基準及び大学院設置基準が改正されたことにより外国の大学と共同で単一の学位を授与するジョイント・ディグリー（以下、「JD」という。）の実施が可能となった。

本学においては、「北海道大学創基 150 年に向けた近未来戦略」において「グローバル教育を推進するための教育・学習環境を充実する。」として JD 制度の導入を目標に掲げている。

国際共同教育プログラムの実施を推進するため、本学では、平成 21 年 3 月に国際教育交流推進 WG において「北海道大学の国際教育加速化に向けてー『単位互換の指針』と『ダブル・ディグリー・プログラム』の導入ー」を取りまとめ、外国の大学とのダブル・ディグリー・プログラム（以下、「DDP」という。）を実施可能とした。また、平成 27 年 11 月には教育改革室と国際本部において「コチュテル・プログラム及びダブル・ディグリー・プログラムに係る基本方針ー『コチュテル・プログラムの導入とダブル・ディグリー・プログラムの見直しについて』ー」を取りまとめ、本学における DDP を見直すとともに、コチュテル・プログラム（以下、「CP」という。）の制度を本学に導入した。

残る JD に関しては、(1)連携しようとする海外の大学（以下、「連携外国大学」という。）と単一の教育課程（以下、「国際連携教育課程」という。）を構築するにあたり、国による教育制度の違い等を考慮しなければならず、綿密な制度設計を要すること、(2)制度導入当初は、法令整備はなされたものの、設置認可を行う文部科学省自体も当該制度の具体について手探りの状態であったこと、などから、今日まで当該制度の導入を見送ってきた経緯がある。

しかしながら、国内における JD 制度の導入（設置基準改正）から 4 年が経過し、国内の複数の大学において JD 課程が設置され、制度の運用実績が徐々に蓄積されてきたことから、本学においても、こうした事例を参照する中で、当該制度の正式な導入に向けた検討が行われるようになった。

以上の経緯を踏まえ、この度、これまでの関連する種々の検討の結果を取りまとめ、本学として以下に示す JD 制度を導入することとする。

2. ジョイント・ディグリー・プログラム

(1) 定義

大学設置基準及び大学院設置基準の改正に伴い、文部科学省中央教育審議会大学分科会が示した「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」(H26.11.14) (以下、「ガイドライン」という。)の定義によれば、JD とは「連携する大学間で開設された単一の共同の教育プログラムを学生が修了した際に当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。」である。

本学においても、これまで行ってきた国際共同教育プログラムの制度導入に関する検討の中で、JD については、海外の大学と連携して単一の教育課程を開設、運営し、両大学による連名の学位を授与するものとして取り扱ってきた。

また、JD は既存の教育プログラムを活用して開始できる CP 及び DDP と異なり、プログラムを実施する母体として国際連携学科／専攻を新たに設置しなければならず、これに伴い、新学科／専攻の設置認可を受けなければならない。

以上を踏まえ、本学における JD 及びジョイント・ディグリー・プログラム (以下、「JDP」という) の定義は以下のとおりとする。

ジョイント・ディグリー (JD) :

本学と連携外国大学が共同で単一の学位プログラムを新たに開設し、プログラム参加学生が当該プログラムで定められた卒業・修了要件を満たした際に、当該学生に対し本学と連携外国大学が連名で単一の学位を授与するもの。

ジョイント・ディグリー・プログラム (JDP) :

本学と連携外国大学が協定等を締結した上で、共同で国際連携学科／専攻及び学位プログラムを開設し、プログラム参加学生が定められた卒業・修了要件を満たした際に、当該学生に対し本学と連携外国大学が連名で単一の学位を授与する学位プログラム。

表 1：本学における国際共同教育プログラムの比較

	JDP (ジョイント・ディグリー・プログラム)	DDP (ダブル・ディグリー・プログラム)	CP (コチュテル・プログラム)
主な対象課程	修士・博士（後期）	修士・博士（後期）	博士（後期）のみ
学位	1つ （連名による）	2つ （各大学から1つずつ）	本学の場合1つ （本籍大学の学位）
学位審査	1回 （連携外国大学との共同審査）	原則2回 （各大学で1回）	1回（本籍大学で1回）
コースワーク	必須 （ただし、博士（後期）課程は任意）	必須 （ただし、博士（後期）課程は任意）	本学ではプログラムに含まれない
特記事項	連携して単一の教育課程（国際連携教育課程）を編成する	単位互換等の仕組みを通じて、それぞれの大学の学位を取得する	博士（後期）課程における研究指導を連携する大学と共同で実施する

(2) 基本制度

a. 入学者の選定、選抜

- 1) 入学者の選抜方法について協定等において事前に決定していること。
- 2) 基本的には、入学者選抜は本学と連携外国大学が双方受け入れる学生について合意して受け入れるべきであることから共同で実施することが望ましい。但し、両大学の入学期の違い等によって共同で実施することが難しい場合は、それぞれ別途実施できることとし、選抜から入学までの一連の手続きについて事前に連携外国大学と詳細を取り決めること。

b. 学生の在籍及び授業料

- 1) 学生は、両大学が共同で編成する単一の教育課程に参加することになるため、両大学に正規生として在籍する（二重学籍となる。）。
- 2) 授業料については、連携外国大学と授業料相互不徴収の覚書等を締結し、学生が入学手続きを行った大学のみになめることが望ましい。ただし、これによらない場合は、連携外国大学との協議により学生の経済的負担に配慮して決定すること。

c. 指導体制・研究指導期間

- 1) 国際連携専攻の設置にあたっては、連携外国大学との調整等を専門に行う教員が必要であり、このため、国際連携専攻毎に他の専攻と兼ねることを認めない1名の専任教員をおくこと。

- 2) 修士又は博士（後期）課程において、学生が両大学の教員から研究指導を受けることが可能な研究指導体制を構築すること。JDP では両大学共同で単一の課程を運営するため、両大学の中から主任指導教員 1 名、副指導教員 1 名以上を選任すること。
- 3) JDP における学生の連携外国大学への渡航時期及び期間は、両大学の学事暦に則り、研究指導、学位申請の手続き等を考慮して適切に設計すること。
- 4) JDP の標準修業年限は、各研究科等の各課程の標準修業年限を適用するが、プログラム設計上の必要性、妥当性に応じてプログラム毎に標準修業年限を長く設定することは可とする。

d. 学位審査の方法

- 1) 学位審査にあたって、提出する論文等は 1 本とし、連携外国大学と共同で審査を実施すること。共同審査の実施にあたっては、本学学位規程等の関係規程等に定めるところ及び連携外国大学の学位規程等に定めるところを満たすことを前提とし、連携外国大学と事前に十分に協議の上、学位審査方法等を定め、各研究科等の学位審査に関する内規等で整備すること。
- 2) 修士課程及び博士（後期）課程における修了認定試験（学位論文審査の口頭試問等）は、両大学における適切な言語で行い、定められた規程等に則り、連携外国大学と共同で学位を授与する。
- 3) 学位審査委員会は本学と連携外国大学の教員を各 1 名以上ずつ含み 3 名以上で構成すること。
- 4) 審査に係る旅費等の負担については、予め連携外国大学と調整すること。ただし、審査にあたってテレビ会議システム等を利用し、実際に両大学の審査員が同席しているものと同じ環境で審査が可能と判断できれば、当該形式による実施も可とする。
- 5) 博士（後期）課程において JDP を実施する場合、学位規則に基づき、学位授与後 3 ヶ月以内に博士論文の要旨と論文審査の結果の要旨を、また、1 年以内に当該博士学位の授与に係る論文の全文をインターネットで公表することになることを連携外国大学と確認しておくこと。

e. 単位の認定・修了要件

- 1) 当該課程を構成する授業科目の単位認定にあたっては、授業の方法に応じ、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して行う。連携外国大学において修得した単位を共同のものとして認定することについては、連携外国大学の 1 単位当たりの標準的な学修時間を本学の 1 単位当たりの標準的な学修時間に当てはめて行うこと。
- 2) 当該課程の修了要件は、北海道大学大学院通則において定めるものに加え、連携外

国大学が属する国の関係法令及び連携大学の学則等が定めるところのものを満たすよう定めること。

- 3) 当該課程における学位授与にあたっては、北海道大学大学院通則、及び北海道大学学位規程とその運用に関する細則に加え、連携外国大学が定める関係する規程等に基づくものとする。

f. 協定等の締結

両大学は、教育プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するために、大学間交流協定又は部局間交流協定を締結した上で、以下の事項について JDP の実施に関する覚書を締結すること。

【記載の必要な事項】

- ①教育課程の編成に関する事項
- ②教育組織の編成に関する事項
- ③入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- ④学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- ⑤学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ⑥教育研究活動等の状況の評価に関する事項

【協定書等の記載事項の具体例】

- ①教育課程の編成に関する事項
 - ・養成すべき人材像
 - ・教育課程の編成
 - ・教育研究の内容・方法、研究指導の方法
 - ・共同開設科目（教育内容、教育方法、使用教材、成績評価方法、実施に要する経費負担等）
- ②教育組織の編成に関する事項
 - ・教職員の配置
 - ・受入可能学生数
- ③入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
 - ・入学者の募集及び選抜の方法
 - ・学位審査（審査基準及び審査体制等）
 - ・学位授与（手続き、使用言語及び学内規則の整備等）
- ④学生の在籍管理及び安全に関する事項

- ・ 学生の身分（学籍管理の取扱い）
- ・ 国際連携教育課程の終了時の手続き（在学中の学生に対する経過措置等）
- ・ 学生納付金等の取扱い及び経費の配分

⑤学生の奨学及び厚生補導に関する事項

- ・ 学生に対する奨学の措置及び厚生補導

⑥教育研究活動の状況の評価に関する事項

- ・ 教育研究活動の評価及び年次報告書の作成・公表

⑦その他

- ・ 協定書内で使用する用語の定義
- ・ 国際連携教育課程の実施に係る責任の所在
- ・ 知的財産権の取扱い
- ・ 定期的な協議の場の設置

g. 学位記

JDP を修了した学生に授与する学位記には日本語の記載を必須とし，連携外国大学との協議の結果に応じて，連携外国大学が所属する国の言語及び英語を記載するものとする。また，その様式については，北海道大学学位規程の定めるところによる。

学位記の発行手続きについては，1 枚の学位記をどのように手交するか等，事前に連携外国大学と協議し，決定すること。

h. その他

- 1) JDP の開設に向けて連携外国大学と協議する際は，本基本方針を含む学内規則等に加え，大学・大学院設置基準等の国内関係法令，ガイドラインに十分に留意すること。
- 2) ここに記載のある事項以外については，連携外国大学との協議により決定すること。
なお，本稿における JD とは対象を外国の大学として整理したものであり，国内大学との JD については制度の対象としていない。
- 3) 開設にあたって連携外国大学と協議を行う際及び，新専攻の設置申請を行う際は，関係事務部各課の支援を受け，連携して事業を進めること。

資料：関係法令，学内規則

1 法令

■大学院設置基準

（研究指導）

第十三条 研究指導は，第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。

2 大学院は，教育上有益と認めるときは，学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし，修士課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，一年を超えないものとする。

（博士課程の修了要件）

第十七条 博士課程の修了の要件は，大学院に五年（五年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限とし，修士課程（第三条第三項の規定により標準修業年限を一年以上二年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。）に二年（二年を超える標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては，当該標準修業年限。以下この条本文において同じ。）以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し，三十単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，大学院に三年（修士課程に二年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

（国際連携専攻の設置）

第三十五条 大学院は，その研究科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，研究科に，文部科学大臣が別に定めるところにより，外国の大学院（国際連合大学を含む。以下同じ。）と連携して教育研究を実施するための専攻（以下「国際連携専攻」という。）を設けることができる。

2 大学院は，研究科に国際連携専攻のみを設けることはできない。

3 国際連携専攻の収容定員は，当該専攻を設ける研究科の収容定員の二割（一の研究科に複数の国際連携専攻を設けるときは，それらの収容定員の合計が当該研究科の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第三十六条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該大学院の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学院と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第三十七条 国際連携専攻を設ける大学院は、第十一条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻を設ける大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、五単位を超えない範囲で、当該大学院又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項及び第二項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第三十八条 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける大学院は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

（国際連携専攻に係る修了要件）

第三十九条 国際連携教育課程である修士課程の修了の要件は、第十六条（第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程にあつては、第十六条及び第十六条の二）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件（第十七条第三項本文に規定する場合を除く。）は、第十七条（第三項を除く。）に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける大学院

において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十五単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携専攻を設ける大学院及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条において準用する同省令第三十条第一項又は前条第一項の規定により修得したものとみなすことができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（国際連携専攻に係る専任教員数）

第四十条 国際連携専攻を置く研究科に係る専任教員の数のうち一人（一の研究科に複数の国際連携専攻を置く場合には、一の国際連携専攻ごとに一人）を大学設置基準第十三条に定める専任教員の数に算入できない教員とする。

2 第九条第一項の規定にかかわらず、国際連携専攻の教員であつて同項の規定により専攻ごとに置く教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該専攻を置く研究科の他の専攻の教員であつて同項各号に定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

（国際連携専攻に係る施設及び設備）

第四十一条 第十九条から第二十一条までの規定にかかわらず、国際連携専攻に係る施設及び設備については、当該専攻を置く研究科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該専攻に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける大学院が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

■学位規則

（学位の授与に係る審査への協力）

第五条 前二条の学位の授与に係る審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（論文要旨等の公表）

第八条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 学内規則

■北海道大学大学院通則

(留学)

第 14 条 学生が、第 24 条第 1 項の規定により外国の大学の大学院に、又は同条第 4 項の規定により外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学しようとするときは、研究科等の長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、修業年限に算入する。

(教育課程の編成方針)

第 21 条 大学院（専門職大学院を除く。以下この条文において同じ。）は、当該大学院、研究科等及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業方法等の明示)

第 21 条の 9 研究科及び学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科及び学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(修了要件)

第 22 条 修士課程の修了要件は、大学院に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 修士課程（工学院共同資源工学専攻、医学院医科学専攻及び国際食資源学院資源学専攻の修士課程を除く。以下この項において同じ。）の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する研究科等の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び試験に合格することに代えて、研究科等が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

3 博士課程（生命科学院臨床薬学専攻、医学院、歯学院、獣医学院及び国際感染症学院の博士課程を除く。）の修了要件は、大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を

修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。) 以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。) 以上在学すれば足りるものとする。

4 第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と、「3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）」とあるのは「3 年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

5 前 2 項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 156 条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に 3 年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科等の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年（大学院設置基準第 3 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び専門職大学院設置基準第 3 条第 1 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間とし、大学院設置基準第 16 条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3 年から当該課程における在学期間（2 年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

■北海道大学学位規程

（大学院の課程による者の学位論文等の提出）

第 3 条 本学大学院の修士課程による者が学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとするときは、当該学位論文又は特定の課題についての研究の成果を、研究科又は学院（以下、「研究科等」という。）の長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程による者が学位論文の審査を受けようとするときは、当該学位論文、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を研究科等の長に提出しなければならない。

（学位の授与に係る審査等）

第 6 条 学位論文の提出があつたときは、第 3 条第 2 項の場合にあつては研究科等の長が、

第4条第1項又は第2項の場合にあつては、第2条に規定する専攻分野の名称に応じて総長が、当該研究科等の教授会（教授会に属する職員のうちの一部の者を持って構成される代議員会、専門委員会等を含む。以下同じ。）に、学位論文の審査、試験及び試問（第3条第2項の場合にあつては審査及び試験。以下同じ。）（以下「審査等」という。）を付託する。

2 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学術について行う。

3 試問は、第4条第1項又は第2項の規程により学位論文を提出した者に対し、口頭試問及び筆頭試問により行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、研究科等の教授会の定めるところによる。

（審査委員）

第7条 研究科等の教授会は、当該研究科等の教育を担当する教授（連携講座又は連携分野の客員教授及び特任教授を含む。）のうちから3名以上の審査委員を選定して、前条第1項の審査等を行う。

2 前項の研究科等の教授会は、審査等のため必要があると認めるときは、次に掲げる者を審査委員の一部として充てることができる。

（1）当該研究科等の教育を担当する准教授、講師又は助教（連携講座又は連携分野の客員准教授並びに特任准教授、特任講師及び特任助教を含む。）

（2）他の研究科等の教授、准教授、講師又は助教

（3）他の大学の大学院又は研究所等の教員等

（学位論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由があるときは、当該研究科等の教授会の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により学位論文の内容を要約したものを公表した者は、当該やむを得ない事由がなくなったときは、学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

4 前3項の規程により学位論文の全文又はその内容を要約したものを公表する場合には、北海道大学学位審査論文である旨を明記しなければならない。